

# 岐阜県公報

令和七年三月二十八日（金曜日）

目 次

規 則

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第十一号

(人 事 課)一四一  
(税 务 課)一四二

岐阜県知事 江崎禎英

令和七年三月二十八日

(環境管理課)一四一

(地 域 課)一四二

公 安 委 員 会 規 則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

告 示

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第八号に規定する知事が指定する予定である旨の通知

保安林に指定する旨の通知  
道路の供用開始

(感染症対策推進課)一四三  
(森林保全課)一四三  
(道路維持課)一四四  
(下水道課)一四五

改め、同項に次の一号を加える。

十六 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一会計年度において知事が定める期間 第十条第一項中「及び第九号」を削り、同項第二号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は」を「」に、「を行つ」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして知事が定める事由に伴つてその子の世話をを行う」と又は「その子の教育若しくは保育に係る行事のうち知事が定めるものへの参加をする」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定  
土地改良区役員の退任及び就任

(農地整備課)一四七  
(振興農林事務所)一四七

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県規則第十二号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則（平成二十七年岐阜県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「令和四年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合においては令和四年三月十五日までに、令和五年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合においては令和五年三月十五日までに、令和六年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合には令和九年三月十五日までに、令和十年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合には令和十年三月十五日までに」を削り、「令和七年三月十七日までに」の下に「、令和八年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合は令和八年三月十六日までに、令和九年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合は令和九年三月十五日までに、令和十年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合には令和十年三月十五日までに」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県規則第十四号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第二百八号）の

一部を次のように改正する。

別表第一第四号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第六条から第十条」を「第八条から第十二条」に改める。

別表第四第十号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項の許可を要する宅地造成等及び同法第三十条第一項」に、「要する宅地造成」を「要する特定盛土等又は土石の堆積」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

#### 公 安 委 員 会 規 则

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林正子

岐阜県公安委員会規則第四号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

別表二の表岐阜中の部神田町同の項中「雲龍町」を「雲竜町」に改め、同表岐阜北の部黒野同の項中「村山一・二・四丁目」の下に「上西郷、上西郷一・九丁目、則松、則松一・五丁目、秋沢、秋沢一・二丁目、西秋沢、西秋沢一・二丁目、奥、奥一・二丁

目、難倉、難倉一～三丁目、外山」を加え、同表各務原の部蘇原同の項中「川崎町」の下に、「各務おがせ町一～九丁目、各務西町一～六丁目、各務東町一～七丁目、各務船山町一～三丁目、須衛町一～八丁目、各務字車洞、各務字北山、須衛字天狗谷、須衛字地獄洞、須衛字稻田、須衛字太田、テクノプラザ一～四丁目」を加え、同表多治見の部駅前同の項中「虎渓山町一～七丁目」の下に、「池田町一～十丁目、廿原町、三の倉町、三の倉町大美山、三の倉町猪場、三の倉町中洞、三の倉町縄手、三の倉町西洞、諭訪町、諭訪町川西、諭訪町神田、諭訪町北ノ洞、諭訪町天ヶ峰、諭訪町日影、諭訪町柳、富士見町一～五丁目、月見町一～三丁目、喜多町一～十丁目、赤坂町一～九丁目」を加える。別表三の表岐阜北の部及び各務原の部各務同の項を削り、同表各務原の部川島同の項中「同市」を「各務原市」に改め、同表闇の部武芸川同の項の次に、次のように加える。

美濃和紙の里 会館前同	美濃市 蕨生	美濃市のうち 上野、御手洗、小倉、乙狩、長瀬、神洞、片知、蕨生
----------------	-----------	------------------------------------

別表三の表闇の部上牧同の項及び下牧同の項並びに多治見の部池田同の項を削る。

附  
則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表二の表岐阜中の部神田町同の項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百六十八号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第八号に規定する知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとし、令和七年四月一日から適用する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関に関する告示（平成二十五年岐阜県告示第三百九十六号）は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

令和七年三月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

公益社団法人岐阜県看護協会  
公益社団法人岐阜県歯科医師会

公益社団法人岐阜県バス協会  
公立学校共済組合

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター  
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院  
大垣ガス株式会社

樽見鉄道株式会社  
明知鉄道株式会社

長良川鉄道株式会社  
養老鉄道株式会社

一般社団法人岐阜県LPGガス協会  
一般社団法人岐阜県医師会

一般社団法人岐阜県病院協会  
一般社団法人岐阜県薬剤師会

一般社団法人岐阜県トランク協会  
岐阜県医薬品卸協同組合

学校法人朝日大学  
医療法人徳洲会

医療法人社団カワムラヤスマメディカルソサエティ  
社会医療法人厚生会

社会医療法人蘇西厚生会  
岐阜県厚生農業協同組合連合会

令和七年三月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 卷之三

## 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字桑ヶ島六八七九の一・六八八〇の一・六八八一の一（以上三  
筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

### 三 指定施業要件

一) 立川の「餅」

- 主伐は、採伐による。  
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 聞戸「縣の森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県知事 江崎禎英

保安林予定期森林の所在場所  
下呂市萩原町宮田字水洞口一九六三の一、一九六四の一、一九六五の一、一九六六

## 二 指定の目的 土砂の流出の防備

県道	類の道種路
美岐 山阜 線	路線名
地岐 先から 同市則 市先まで 島栄町一 武中一 丁目一 番一八	区間
四六・二	ルメート延長
七三・六	の期日
平成 二五・九七	ほ示変決(備 か年更定期 月の又区域 日告はの考)

岐阜県告示第百七十一号

**道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。**

なお、その開拓方面に、令和七年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の総覽に供する。

令和七年三月二十八日

岐阜県知事  
江崎禎英

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

岐阜県告示第百七十一号

**道路法**（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十八日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

類の道種路	路線名	区間	延メートル長	供用開始の期日	備考
国一般 三百三号	揖斐郡大野町大字相羽字五平 七七九番二一地先から 目一三八八番四地先まで 同郡同町大字同字四丁	一七六・四	令和 七・三・六	平成 三・一・三五	ほ示変定期月の又区域日告はの考 か( )

岐阜県告示第百七十二号

**道路法**（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十八日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

類の道種路	路線名	区間	延メートル長	供用開始の期日	備考

岐阜県告示第百七十四号

**都市計画法**（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

県道 大揖斐川線 池田 野線	揖斐郡大野町大字六里字一ノ 坪二八一一番六地先から	四〇六・四	令和 二・二	平成 三・一・四
-------------------------	------------------------------	-------	-----------	-------------

岐阜県告示第百七十五号

**都市計画法**（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

- 一 施行者の名称  
中津川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
中津川都市計画ト水道事業 中津川市公共ト水道（中津川処理区）
- 三 事業施行期間  
昭和四十九年三月三十日から  
令和十三年三月三十日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県知事第百七十六号

都市計画法（昭和三十二年法律第六十号）第六十一条第一項及び同法第七十条第一項の規定による選舉権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十一号）第八条第一項の規定による選舉権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超過八十万以下の場合は四十万を超過する数に六分の一を乗じて得た数）四十万以下の八十万を超過する数に八分の一を乗じて得た数と四十万以下の六分の一を乗じて得た数四十万以下の八十万を超過して得た数）廿二次の二ねつである。

令和七年三月一十八日

岐阜県選舉管理委員会  
松岡敏 竹内 浩樹

- 岐阜県知事江崎禎英  
令和七年三月一十八日
- 岐阜県選舉管理委員会  
岐阜市  
瑞浪市  
瑞浪市計画事業の種類及び名称  
瑞浪市計画ト水道事業 瑞浪市公共ト水道
- 三 事業施行期間  
昭和三十七年三月三十日から  
令和八年三月三十日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県選舉管理委員会第十一号

地方自治法（昭和三十二年法律第六十号）第七十四条第一項及び同法第七十五条第一項の規定による選舉権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十一号）第八条第一項の規定による選舉権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超過八十万以下の場合は四十万を超過する数に六分の一を乗じて得た数）四十万以下の八十万を超過する数に八分の一を乗じて得た数と四十万以下の六分の一を乗じて得た数四十万以下の八十万を超過して得た数）廿二次の二ねつである。

令和七年三月一十八日

1 令和7年3月3日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,611,410人

32,229人

2 総数の50分の1の数  
3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

301,427人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	331,851	110,617
大垣市	143,617	47,873

高 山 市	70,576	23,526	安 八 郡	19,136	6,379
多 治 見 市	88,566	29,522	揖 斐 郡	52,804	17,602
閔 市 ・ 美 濑 市	85,692	28,564	加 茂 郡	38,428	12,810
中 津 川 市	61,104	20,368			
瑞 浪 市	29,385	9,795			
羽 島 市	55,181	18,394	六		
惠 那 市	38,834	12,945			
美 濑 加 茂 市	42,579	14,193			
土 岐 市	44,985	14,995	豊加十郷治事業計画の概要の説明		
各 務 原 市	119,071	39,691	十郷治事業計画(昭和四十一年法律第四十九号)第八十八条第一項の規定による次の 地区に係る豊加十郷治事業計画を変更したので、同条第六項において斟酌する同法第 八十七条第一項の規定による公示し、並びに公示後後の事業計画書の印しを次のとおり遊覽 せしめられ。		
可 兒 市	92,112	30,704			
山 県 市	21,018	7,006	令和七年四月一十八日		
瑞 糟 市	44,018	14,673	岐阜県知事 江 崎 穎 英		
飛 輜 市	18,739	6,247	施行上係る地区	遊 覧 場 所	遊 覧 期 間
本 巢 市	42,226	14,076	(中津川東部地区 (農道整備))	中津川市役所	令和 七：三・三一から 同 四・一八まで
郡 上 市	32,039	10,680			
下 吕 市	24,547	8,183	十郷治事区役員の選任及び就任		
海 津 市	26,834	8,945	十郷治事区役員の選任及び就任		
羽 島 郡	39,228	13,076	十郷治事区の役員が選任及び就任したのと同時に、同条第十八項の規 則による公示。		
養 老 郡	22,215	7,405			
不 破 郡	26,625	8,875	令和七年四月一十八日		

